

(資料)

カナダの離婚法

——一九六八年七月二日施行——

村 井 衡 平

カナダは一八六七年七月一日の「イギリス領北アメリカ条例」(The British North America Act)により、イギリスの直接統治領である植民地から離れて「自治領」(Dominion)となった。このとき連邦を形成したのは、ノーバスコシア、ニューブランズウィック、オンタリオ(前のアッパー・カナダ)およびケベック(前のロワー・カナダ)の四州であった。その後、一八七〇年にはマニトバ、一八七一年にはブリティッシュ・コロンビア、一八七三年にプリンス・エドワード・アイランド、一九〇五年にアルバータとサスカチワン、一九四九年にはニューファウンドランドが加入して十州(Province)となり、さらにニューコンおよびノースウエスト両領

カナダの離婚法

地(Territory)を加え、現在のカナダを構成するにいたっている。そして、連邦政府とは別に、各州に政府があり、州議会が立法権を行使する。国政に関する重要な事項は連邦政府の権限に属し、貿易、商業、徴税に関するすべての方法、防衛、金融・通貨、刑事法などの分野で管轄権が与えられるが、その他の内政については、各州の自治に委ねられる。このような構成は南隣りのアメリカとよく似ている。

ここでカナダにおける離婚法についてみれば、前出の「イギリス領北アメリカ条例」の第九十一条・二十六号により、「婚姻および離婚」はカナダ連邦議会の専属管轄権とされる一方、第九十二条・十二号では「婚姻の挙式」に関する事項

(三四五) 一七七

を州議会の権限とみとめている。このように離婚法を制定することは、一八六七年七月一日以降は連邦議会の権限に属することになったが、議会はカナダ全土に統一的な効力をもつ離婚法を制定することは適切でないかと判断したためか、最近にいたるまで、その権限を行使したのはわずか二回のみであった。すなわち、一九一五年の「婚姻および離婚に関する法律」(An Act respecting Marriage and Divorce)の第四条で、各州の離婚管轄権をもつ裁判所において、妻が夫の姦通を理由に離婚の訴を提起することを認め、一九三〇年の「離婚手続の管轄権に関する法律」(An Act respecting jurisdiction in Proceedings for Divorce)の第二条で、同様に妻が一年間の遺棄を理由に離婚判決を請求できるものとしたのがそれである。ところで、最初に連邦を形成した四州のうち、ノーバスコシアおよびニューブランズウィックの両州では、それぞれ一七五八年および一七九一年に姦通・遺棄その他を離婚原因とする離婚法を制定していたが、一八六七年七月一日以降、州議会に離婚に関する立法権はみとめられなくなったというよりは、むしろ現状のまままで凍結されてしまい、自ら制定した離婚法に自ら変更を加え、または廃止することもできなくなったため、条例の第一九二条により、新たに管轄

権を取得した連邦議会によって変更または廃止されるまで、引続いて効力をもつものとされた。他方、その後に連邦に加入した各州ですでに制定されていた離婚法も右と同様にとり扱われる。この点からいえば、さきにみた二つの連邦法は、一八六七年七月一日以来凍結されている各州の離婚法の内容を補充する意味をもっていたことになる。

ところで、ブリティッシュ・コロンビア、アルバータ、サスカチワンおよびマニトバ諸州においては、はじめていわゆる絶対離婚をみとめたイギリスの一八五七年の婚姻訴訟事件法(The Matrimonial Causes Act)を採用したため、これらの州の裁判所は、裁判別居と並んで離婚判決を言渡す権限をもっている。また、最初に連邦を形成したときに離婚法をもたなかったオンタリオ州では、一九四〇年の連邦法「The Divorce Act (Ontario)」により、一八七〇年七月当時のイギリスの離婚法が採用された。これはオンタリオ州の法律をマニトバ、サスカチワンおよびアルバータ諸州のそれと同じものにするためであったといわれる。これらの諸州はいずれも、姦通・虐待および遺棄を別居ないし離婚原因としてみとめている。さらに、ノーバスコシア、ニューブランズウィックおよびプリンス・エドワード・アイランド諸州では、一

八五七年以前のイギリス法が導入されていたが、州議会により、離婚判決を言渡す権限は各州の裁判所に与えられていた。また、オンタリオ州と同様、最初に連邦を形成したケベック州の裁判所は離婚管轄権を与えられていなかった。離婚は夫婦の一方の死亡によってのみ解消し、夫婦の生存中は解消できないものとされ、一九四九年に連邦に加入したニューファウンドランド州の法律と同じである。これら両州では、姦通を理由とするいわゆる立法離婚のみが許されていた。

右にみたのは、最近にいたるまでのカナダ諸州の離婚法の概略である。ところで、連邦議会は一九六八年にいたり、その専属管轄権をはじめ完全に行使し、これまで各州に存在した離婚法に代え、カナダ全土に一般的な効力をもつ離婚法を制定することになった。同年七月一日に可決され、翌二日より施行された「離婚に関する法律」(An Act respecting divorce) (Loi Concernant le divorce) がこれである。右にみた一九六七年七月一日の「イギリス領北アメリカ条例」は第一三三条において、カナダの連邦議会およびケベック州議会の制定する法律は、英語とフランス語の両方を用いて公布されることになっているため、右の法律も同じ条文が英語とフランス語によって対置されている。連邦法として離婚法

カナダの離婚法

が制定されるにいたった事情を検討することは別の機会にゆずり、本稿ではとりあえず、同法の全文を紹介することにする。アメリカではニューヨーク州が一九六七年九月一日に施行された家族関係法の新规定により、姦通を唯一の離婚原因とする一七八七年の離婚法から約一八〇年ぶりに離婚原因を六個に拡大した。さらに、カリフォルニア州では約一世紀を経た民法に改正を加えて一九七〇年一月一日より施行しており、それによれば離婚法の基調たる有責離婚主義を捨てて破綻主義を採用し、「離婚」の文言をすべて「婚姻の解消」でおき代えたうえ、これまで七個の離婚原因を規定したのを改め、婚姻解消の原因として、「和諧できない不和による婚姻の回復し難い破綻」と「不治の精神病」の二つをみとめた。ここに紹介するカナダにおける新しい離婚法は、時期的にみて、ちようど右の兩者の中間に位するものであり、これまで各州の離婚法でみとめられていた姦通・虐待はもとより、さらに広範囲な有責的離婚原因と並べて破綻主義的なものを付加し、和諧に関する規定も新たに設けているが、裁判別居については何も触れていないから、一九六八年七月二日以降、各州を通じていわゆる絶対離婚しかみとめられない点にも注目しなければならない。

離婚に関する法律

略称

(略称)

第一条 本法は、離婚法と略称されることができる。

解釈

(定義)

第二条 本法において

夫婦の「子」には、その子のため夫婦が両親に代っている (in loco parentis) とし、および夫または妻の一方がその子の親であり、他の一方が親の代りであるとき、を含む。「婚姻による子」とは、夫婦の子一人一人であり、問題となるときに

- a 十六才未満であるか、または
- b 十六才以上であり、彼等が責任を負いながら、疾病・行為無能力その他の理由により、彼自身で責任を免れることができないか、もしくは生活必需品を自給

できないもの、を意味する。

「共謀」とは、原告が、直接または間接に司法を破壊することを目的とする当事者の一方である合意または共同謀議を意味し、かつ証拠を偽造・隠匿するか、裁判所を欺くべき理解または協定を含む。しかし、当事者間の別居のため、財政的扶養、財産的利益の分割または婚姻による子の監護・養育もしくは教育について定める範囲において、かかる合意は含まない。

「宥恕」には、九十日を越えない単一期間、同居が継続または回復され、かかる同居が和諧を主たる目的として、継続または回復されることを含まない。

「裁判所」は、各州において、次の意味をもつ。

- a オンタリオ、ノーバスコシア、ニューブランズウィックまたはアルバータ諸州では、州の最高裁判所の公判部。
- b ケベック州では、州上級裁判所 (Superior court)。
- c ニューファウンドランド州では、州最高裁判所。
- d ブリティッシュ・コロンビア州またはプリンス・エドワード・アイランド州では、州最高裁判所。
- e マニトバ州またはサスカチワン州では、州女王座裁

判所 (Court of Queen's Bench)

f ユーコン領地またはノースウエスト領地では、それぞれの領地裁判所 (territorial court)。

「控訴裁判所」とは、

a 財務裁判所 (Exchequer court) の離婚部以外の裁判所からの控訴については、該裁判所からの控訴に一般的管轄権を行使する裁判所を意味し、

b 財務裁判所の離婚部からの控訴については、カナダ財務裁判所を意味する。

離婚の「訴」は、第十条または第十一条のもとで、命令による付随的救済を伴うか、伴わないか、いずれにせよ、離婚判決の申立または申請を意味する。

離婚原因

(原因)

第三条 第五条の規定に従い、離婚の訴は、夫または妻により、

被告が婚姻の挙式後、

a 姦通を犯したこと

b 男色・獣姦もしくは強姦の罪を犯したか、または同

カナダの離婚法

性愛にふけたこと

c 第三者と婚姻の礼式を行ったこと、または

d 原告を肉体的もしくは精神的に虐待し、夫婦の継続的な同居を耐えがたいものとしたこと

を理由に、裁判所へ提起されることができる。

(付加的離婚原因)

第四条 (一) 第三条に規定された諸原因に加え、かつ第五条に従い、離婚の訴は、夫婦が別居しているとき、申立のなかで特定された左記のうち一つ以上の事情にもとづき、彼等の婚姻が永久的に破綻 (Permanent Breakdown) したことを理由に、夫または妻により、裁判所へ提起されることのできる。すなわち、

a 被告が

(1) 訴を提起される直前、五年間に、一つ以上の犯罪を理由に、少なくとも総計三年間、拘禁されていたこと、

または

(2) ある犯罪を理由とする有罪決定に従い、死刑または十年以上の拘禁の判決言渡をうけ、訴を提起される直前、少なくとも二年間、拘禁されており、

この有罪決定または判決言渡に対し、控訴を審理する管轄権をもつ裁判所へ控訴するすべての権利を行使したこと

b 被告が訴を提起される直前、少なくとも三年間、「麻酔剤取締法」に定められるアルコールまたは麻酔剤を極度に常用し、合理的に予見可能な期間内に、被告が更生することは合理的に期待できないこと

c 原告が訴を提起する直前、少なくとも三年間、被告の居所を知らないか、またはそれについて消息を得ておらず、該期間を通じ、被告を捜し出すことができなかったこと

d 婚姻が完成されておらず、かつ被告が少なくとも一年間、疾病もしくは無能力のため、婚姻を完成させることができなかったか、または完成するのを拒否していたこと

e 夫婦が

(1) (2)に定められる以外のなんらかの理由により、少なくとも三年間、または

(2) 原告が被告を少なくとも五年間、遺棄していたという理由により、

別居していることがそれである。

(事情が証明されたとき)

(二) 本条のもとで提起されるどの訴においても、第一項に定められた事情のうちのどれかの存在することが証明されたとき、これらの事情にもとづき、婚姻は永久的に破綻したことが証明されたとみなされるものとする。

裁判所の管轄権

(訴を受理する管轄権)

第五条 (一) どの州の裁判所も

a 訴がカナダに住所をもつ人によって提起され、かつ
b 原告または被告のいずれかが、訴の提起の直前、少なくとも一年間、その州に大抵居住し、その間、少なくとも十カ月、現実に居住していたとき、

離婚の訴を受理し、それについて救済を与える管轄権をもつ。

(訴が二つ以上の裁判所に係属しているとき)

(二) 離婚の訴が夫婦の間に、本法のもとで訴を受理し、それについて救済を与える管轄権をもつ二つの裁判所それ

それに係属している場合、

a 訴が別々の日に提起され、かつ最初に提起された訴が、提起された日から三十日以内に取り下げられなかったとき、訴が最初に提起された裁判所が夫婦間に救済を与える専属管轄権をもち、他方の訴は取り下げられたとみなされるものとし、また

b 訴が同じ日に提起され、三十日以内にいずれも取り下げられなかったとき、財務裁判所の離婚部が夫婦間に救済を与える専属管轄権をもち、他の裁判所に係属している訴は、財務裁判所の離婚部の命令により、裁判のため、該裁判所に移送されるものとする。

(訴に対して争うとき)

(二) 夫または妻が離婚の訴に対して争う場合、裁判所は、彼または彼女がかかる救済を求めて裁判所に訴を提起し、かつ裁判所が本法のもとで、訴を受理する管轄権をもつとき、彼または彼女に与えられるはずの救済を与えることができる。

住所

カナダの離婚法

(住所を決定する法則)

第六条 (一) 本法のもとで、離婚判決を与える裁判所の管轄権を確立するため、妻の住所は、彼女が独身であるものとし、未成年のときは、成年に達したものとして決定されるものとする。

(妻の住所にもとづく外国判決の承認)

(二) ある人のカナダにおける夫婦の身分を決定するため、かつ本法とは別の方法で与えられた離婚判決の承認に適用されるどの法則も制限または抑制することなく、承認は、一九六八年七月一日以降、カナダ以外の国または支分国の法律のもとで、裁判所または他の所轄官庁によって与えられた離婚判決に対し、その国または支分国において、彼女が独身であるものとし、未成年のときは、成年に達したものとして決定される妻の住所を基礎として付与されるものとする。

訴の提起および審理、特別の義務

(和諧の可能性に関する法律顧問の義務)

第七条 (一) 本法のもとで、事件の事情からみて、それが明

らかに適當でないときは別として、離婚の訴の原告または被告の利益のために行動するのは、すべての弁護士の義務である。すなわち、

a 婚姻当事者の和諧の可能性に影響を及ぼすことを目的とする本法の規定に、彼等の依頼者の注意を向けさせること

b 和諧を可能にさせる目的で、依頼者および彼または彼女の配偶者に援助を与えるよう努める、マリッジ・カウンセリングまたはガイダンス施設についての情報を依頼者に伝えること

c 依頼者と配偶者との和諧の可能性について、依頼者と話し合うことがそれである。

(二) 原告のために弁護士によって裁判所に提出されるすべての離婚申立書は、それが本条の要件を満たしていることを証明する弁護士の供述により、裏書されるものとす
る。

(和諧手続)

第八条 (一) 離婚の訴にもとづいて、証拠の審理を開始するに先立ち、彼等の和諧の可能性があるかどうか、確かめるため、裁判所が必要と考える調査を原告に命じ、また

被告が出廷しているとき、被告に命じるのは、裁判所の義務である。ただし、事件の事情からみて、それが明らかに適當でないとき、および審理の各段階において、事件の種類からみて、裁判所が証拠または当事者の双方もしくは一方の態度から、かかる和諧の可能性があると考えるとき、裁判所は

a 当事者にふさわしい和諧の機会を与えるため、審理を延期し、かつ

b 当事者の合意または裁判所の裁量にもとづき、
(1) マリッジ・カウンセリングまたはガイダンスの

経験をもつか、もしくは訓練をうけた人、または
(2) 特別な事情のもとで、他の適当な人

を指定し、和諧を可能にする目的で、彼等に援助を与えるよう努めるものとする。

(審理の再開)

(二) 第一項のもとで、審理が延期された日から十四日を経過し、当事者の一方が裁判所に審理の再開を申請したとき、裁判所は審理を再開するものとする。

裁判所の付随的義務

(訴にもとづく裁判所の義務)

第九条 (一) 離婚の訴にもとづいて、

a 単なる合意・自認もしくは当事者の双方または一方の欠席による判決を拒否し、さらに陪審は関与することなく、一人の裁判官によってなされる審理ののちでなければ、判決を言渡さないこと

b 訴について共謀の存在しなかったことを自ら確かめること、および訴の提起または手続の続行に共謀の存在したことを発見するとき、請求を棄却すること

c 第三条のもとで判決が請求されるとき、原告の側に宥恕または承認のなかったことを自ら確かめること、および原告が訴えている非行を宥恕または承認していったとき、請求を棄却すること——ただし、裁判所の見解によれば、判決を与えることにより、公の利益により良く役立つときは、この限りでない。

d 第四条のもとで判決が請求される場合に、合理的に予見可能な期間内に同居が行われ、またはそれが再開される合理的な期待が存在するとき、判決を拒否すること

e 第四条のもとで判決が請求される場合に、婚姻によ

る子が存在し、判決を与えることが、子の扶養のために合理的な協定をするのに不利な影響を及ぼすとき、判決を拒否すること

f 第四条のもとで、一項・eに定められた事情を理由に判決が請求される場合に、判決を与えることが、夫婦の一方にとって不当に過酷もしくは不法であり、または事情に応じて必要な夫婦の一方の扶養のために合理的な協定をするのに不利な影響を及ぼすとき、判決を拒否すること——は裁判所の義務である。

(復活)

(一) 宥恕されたどの非行も、第三条に定められた離婚原因を構成するものとして、復活させられることはない。

(別居期間の計算)

(二) 第四条・一項・eにいう、夫婦が別居していた期間は、a 夫婦の一方が別居を継続する意思を形成もしくは維持すること、または彼もしくは彼女の自由意思で別居を継続することが不可能になる場合に、かかる配偶者がそのように不可能にならないければ、多分、別居は継続されたことが裁判所に明らかになるとき、または

b 夫婦により、和諧を主たる目的として、九十日を越

えない単一期間、同居が再開されたとき、
単にそれを理由に、中断され、または終了したとは考え
られないものとする。

付随的救済

(仮の命令)

第十条 離婚の訴が提起されたとき、それについて救済を与
える管轄権をもつ裁判所は

- a 訴の審理および判決にいたるまで、各自の資力および
必要性を考慮し、合理的と判断するところに従い、
夫婦の一方が他方に支払う扶養料について、
- b 訴の審理および判決にいたるまで、婚姻による子の
扶養料ならびに監護・養育および教育について、また
は
- c 夫婦の一方に残されている他方と同居すべき義務を
免除するについて、

適当かつ公正と考える仮の命令を発することができる。

(付随的救済を与える命令)

第十一条 (一) 離婚仮判決を与える場合に、裁判所は、当事

者の行為、各自の条件・資力および他の事情を考慮し、
それが適当かつ公正と考えるとき、次のうち一つ以上の
命令を発することができる。すなわち、

a 夫に対し、

- (1) 妻
 - (2) 婚姻による子、または
 - (3) 妻および婚姻による子
- の扶養料として、裁判所が合理的と判断するところ
に従い、一時金もしくは定期金を保証し、また
はその支払を要求する命令
- b 妻に対し
- (1) 夫
 - (2) 婚姻による子、または
 - (3) 夫および婚姻による子

の扶養料として、裁判所が合理的と判断するところ
に従い、一時金もしくは定期金を保証し、また
はその支払を要求する命令

c 婚姻による子の監護・養育および教育について定
める命令——がそれである。

(付随的救済を与える命令の変更等)

(二) 本条に従って発せられた命令は、それを発した裁判所が、その後の当事者の行為もしくは各自の条件・資力または他の事情の変化を考慮し、それが適当かつ公正と考
えるとき、時に応じて、変更され、または取り消される
ことができる。

(支払および条件)

第十二条 裁判所は、第十条または第十一条に従って命令を
発するとき、

- a 扶養料を夫もしくは妻に、または事情に応じて、裁
判所によって承認される受託者もしくは財産管理人に
支払うよう命じ、また
- b それが適当かつ公正と考える期間・条件もしくは制
限を付け加えることができる。

判決および命令

(仮判決)

第十三条 (一) すべての離婚判決は、第一審において、仮判
決であり、判決の言渡より三カ月を経過し、裁判所が、
離婚を言渡す判決に対し控訴するすべての権利が行使さ

カナダの離婚法

れたと確信するまで、かかる判決は確定されないものと
する。

(特別事情)

(二) 第一項の規定にかかわらず、離婚仮判決を与えるとき、
またはその後、

- a 裁判所の見解によれば、特別な事情のため、第一
項のもとで判決を確定させることができる前に、そ
れを確定させることが公の利益に合致し、かつ
 - b 当事者がいずれも控訴しないこと、またはすでに
なした控訴を取り下げること合意し、かつ実行す
るとき、
- 裁判所は、判決を確定させることができるためのより短
い期間を定め、または裁量にもとづき、そのときに、判
決を確定させることができる。

(理由を示すことができる)

(三) 離婚仮判決が与えられ、まだ確定されていないとき、
誰れでも、裁判所に対し、該判決が共謀によって入手さ
れたこと、当事者が和諧したこと、または他の重要事実
など、判決が確定されるべきでない理由を示すことがで
きる。かかる場合、裁判所は

a 仮判決を取り消す命令、

b さらに調査を要求する命令、または

c それが適当と考える他の命令を発することができ
る。

(判決が確定されるとき)

(四) 裁判所によつて離婚仮判決が与えられ、勝訴当事者に
よつて申請がなされなるとき、該当事者がその申請をな
すことのできた最初の日から一カ月を経過したのち、い
つでも、負訴当事者は、裁判所に対し、判決が確定され
ることを請求することができ、裁判所は、第三項のもと
でなされる命令に従い、判決を確定させることができる。

(判決または命令の効力)

第十四条 本法のもとで与えられた離婚判決または第十条も
しくは第十一条のもとで発せられた命令は、カナダ全土に
法的効力をもつ。

(命令の登録および強制)

第十五条 第十条または第十一条のもとで、どの裁判所によ
つて発せられた命令も、カナダにおける他の控訴裁判所で
登録されることができ、該控訴裁判所の命令と同じ方法に
より、または第十九条のもとで定められる裁判所の規則も

しくは強制に従つて用意される方法により、強制されるこ
とができる。

(確定判決)

第十六条 離婚判決が本法のもとで確定されたとき、前婚の
各当事者は、再婚することができる。

控 訴

(控訴裁判所への控訴)

第十七条 (一) 控訴は、第三項に従い、本法のもとで裁判所
によつて言渡された確定判決以外の、終局または中間の
判決または命令に対し、控訴裁判所に提起する。

(控訴裁判所の権限)

(二) 控訴裁判所は

a 控訴を棄却し、または

b 控訴を容認し、

(1) それが適当と考える命令または付加的もしくは他の
の命令を含み、言渡されるべきであった判決を言渡
し、または

(2) 判決の実質的な不正または誤審を訂正するため、

それが適當と考えるとき、再審理を命ずることができ
る。

(控訴通知)

(三) 第一項にもとづく控訴は、判決が言渡され、または命
令が発せられた日より、おそくとも十五日以内に、控訴
裁判所に控訴通知を提出することによって行ふものとす
る。

(期間の延長)

(四) 離婚判決が確定されたときを除き、控訴裁判所または
該裁判所の裁判官は、特別な原因にもとづき、控訴の提
起について第三項によって定められた期間の経過する以
前または以後に、命令により、該期間を延長することが
できる。

(カナダ最高裁判所への上告)

第十八条 (一) 控訴裁判所の判決については、第十七条のも
ので、該裁判所の許可を得て、カナダ最高裁判所へ、法
律問題について上告を申し立てることができる。

(上告許可)

(二) 本条にもとづく上告の許可は、上告の対象たる判決も
しくは命令の日より三十日以内に、またはカナダ最高裁

カナダの離婚法

判所もしくは該裁判所の裁判官が、右の三十日の期間が
経過する前に決定もしくは許可することのできる延長さ
れた期間内に、与えられることができる。

裁判所規則

(裁判所規則)

第十九条 (一) 裁判所または控訴裁判所は、該裁判所の管轄
権の範囲内で、前述の一般原則を制限することなく、本
法のもとでの手続にも適用できる裁判所規則を制定す
ることができる。かかる裁判所規則は

- a 裁判所における訴答およびある人を当事者として
手続に追加することを含めた訴訟手続を規定し、
- b 裁判所の開廷期間を規定し、
- c 訴訟費用の決定および許与に関し、
- d 本法のもとでなされた命令の登録および死亡後の
強制を含め、それらの強制について規定し、また
- e 裁判所職員の義務のほか、正義の目的を達成し、
本法の趣旨および規定を遂行するため、得策と考え
られる他の事項を指令し、規定する。

(三五七) 一八九

(規定)

(二) 第一項の規定にかかわらず、総督會議 (Governor in Council) は、本法のもとで制定された裁判所規則の統一性を確保するため適當と考ふる規定を作ることができ、また本項のもとで作られたどの規定も、第一項のもとで作られた裁判所規則に優先する。

(手続法が繼續すること)

(三) 法律、裁判所規則、規定または第一項のもとで裁判所規則を作ることができる事項について作成された他の文書であつて、一九六八年七月二日の直前、カナダまたはどの州かで効力をもち、かつ本法と矛盾しないものは、本法により、または本法のもとで制定されたと同様に、本条のもとで作られた裁判所規則もくは規定によつて変更されるまで、または本条のもとで裁判所規則または規定が作られることにより、これらの規則または規定と矛盾するにいたるまで、繼續して効力をもつ。

証 拠

(証拠に関する州法)

第二十條 (一) カナダ議會による本法または他の法律に従い、訴状または他の書面の送達に関する証拠法を含む州の証拠に関する法律は、その州において、本法のもとで訴訟手続が行われているとき、かかる訴訟手続に適用する。

(訴訟手続が行われたとみなされる時)

(二) 夫婦の間に係属する離婚の訴が、第五条・二項のもとで、財務裁判所の離婚部の命令により、裁判所のため該裁判所へ移送される時、本条にいう訴訟手続は、申立書から明らかになる事実に従い、夫婦が最も密接な関係をもつ州と特定される州で行われるものとみなされる。

(和諧手続中になされる自認および対話)

第二十一條 (一) 本法のもとで、婚姻当事者の和諧を可能にするため、彼等に援助を与えるべく裁判所によつて任命される人は、どの法律上の手続においても、かかる目的で裁判所の任命した人としての資格で、彼に対してなされたどの自認または対話も、打ち開けることは許されないし、それを強制されることもない。

(前と同じ)

(二) 婚姻当事者の和諧を可能にするため、援助を与える過程でのべられたこと、もしくはなされた自認または対話

は、どの訴訟手続においても、証拠とすることは許されない。

経過規定および廃止

(本法施行後に提起された訴)

第二十二條 (一) 一九六八年七月二日またはそれ以降にカナダにおいて提起された離婚の訴は、訴の原因をなす重要事実または事情の全部または一部が、当日前に発生したかどうかを問わず、本法により決定され、規制されるものとする。

(訴訟手続または訴が先に開始されているとき)

(二) 第二十三條による法律の廃止にかかわらず、本条第三項に従い、

a 一九六八年七月二日前に、カナダの管轄権のある裁判所で開始され、当日前に解決していない離婚訴訟の手続は、その法律が廃止されなかったものとし、当日前の法律に従って処理され、解決されるものとする。

b 一九六八年七月二日前に「婚姻解消および取消に

カナダの離婚法

関する法律」のもて提起され、当日前に最終的に解決していない婚姻解消または取消の訴は、いずれも、その法律が廃止されなかったものとし、それらに従って処理され、解決されるものとする。

(先になされた命令の変更)

(三) 離婚判決が一九六八年七月二日前に、または第二項に従い、言渡された場合、第十一条一項に定められた趣旨の命令は、判決を求める訴が提起されたときに本法が効力をもち、かつ該裁判所が提起された訴について付随的救済のために命令を発したとき、それに付随して命令が発せられた離婚判決を与える管轄権をもった裁判所により、時に応じて、変更または取り消されることができ

(廃止)

第二十三條 (一) 「婚姻解消および取消に関する法律」、「離婚管轄権法」、「離婚法(オンタリオ州)」「婚姻の解消に関する部分のみ」および「ブリティッシュ・コロンビア州離婚控訴法」は、廃止される。

(前と同じ)

(二) 第十九條・三項に従い、一九六八年七月二日の直前、

(三五九) 一九一

カナダまたはどの州でも効力をもっていた離婚に関するすべての他の法律は、廃止される。しかし、他の婚姻訴訟のための先例を構成するかぎりにおいて、本法では、かかる法律が廃止されるものと解釈されてはならない。

追—本法は Revised Statutes of Canada, 1970, vol. III, pp. 2499—2512 に掲載されている。